



ベトナム進出時に注意したい 固有のリスクとその対策について

2023年12月7日

Tokio Marine Insurance Vietnam Co., Ltd.



1. 東京海上ベトナムのご紹介

東京海上日動の海外展開

東京海上グループの駐在員事務所設置都市/駐在員派遣都市

国内拠点 **335** 営業課支社

海外拠点 **46** の国・地域



駐在員数：307名

現地スタッフ数：約34,000名

クレームエージェント数：約250拠点（サブエージェントを含む）



1. 東京海上ベトナムのご紹介

- ◆ 1996年に、**外資系損害保険会社として初めてベトナム現地法人を設立**しました。
- ◆ 営業担当の日本人スタッフとローカルスタッフが、保険契約の締結から損害サービスに至るまで、お客様をきめ細かくサポートいたします。
- ◆ 最も歴史の長い日系損害保険会社として、1,100社以上の日系企業様とお取引を頂いております。

■ 会社名

Tokio Marine Insurance Vietnam Co., Ltd.

■ 設立

1996年 (1994年 駐在員事務所設立)

■ ハノイ本社所在地

6F, Sun Red River Building, No. 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam

■ ホーチミン支店所在地

Lim Tower 3, 29A Nguyen Dinh Chieu, Da Kao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

■ 事務所 ダナン・ハイフォン

■ 日本人スタッフ(2023年4月時点)

ハノイ：6名

ホーチミン：7名

■ 社員数 約160名 (2023年4月時点)

2. 事業を取り巻くリスク

貨物保険

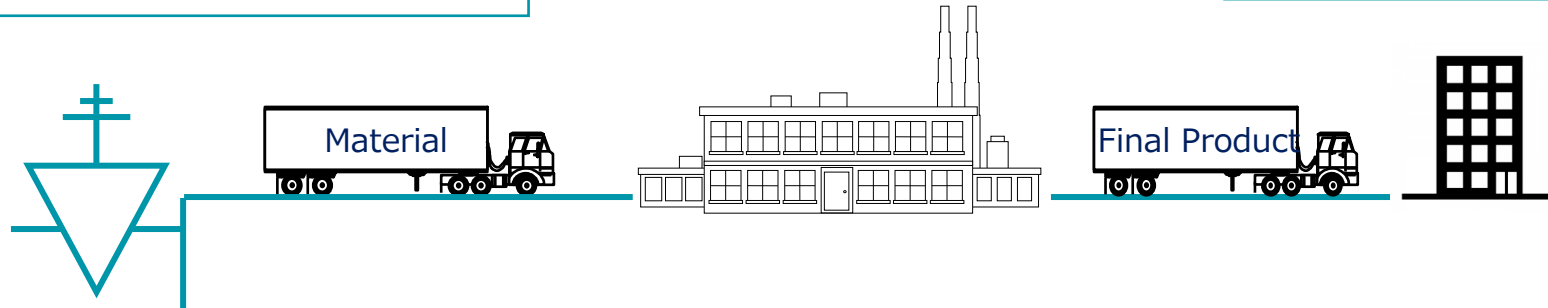
- 輸出入時の外航貨物保険
- 国内運送保険

工事/改修時

- 工事保険

債権管理

- 取引信用保険



従業員向け

- 労災保険
- 傷害保険
- 医療保険
- 海外旅行保険

財産に対する補償

- 火災保険
- 利益保険
- 自動車保険

賠償責任保険

- 施設賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- リコール保険
- 役員賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- サイバーリスク保険

- ・ベトナム進出時には検討をしなければならない保険が多岐に渡ります。
- ・各リスクを判断したうえで、**優先順位を付けた保険の検討**が必要です。
- ・**ベトナム独自の規制や慣習**を理解した上で、保険の検討が求められます。

3. ベトナム固有の強制保険や制度・習慣

ベトナム固有の法制度や慣習が多くあり、新規進出企業は適切に対応することが求められます。特に、**強制保険に関しては罰則が定められている**ため漏れなく手配することが肝要です。

① 強制保険

- ✓ **Circular 50 – 工事保険/工事労災保険**
 - 工事施工時の保険手配が義務化されています。政府によって保険料率も定められています。
- ✓ **Decree 67 – 火災保険**
 - 特定業務を含む事業主に火災爆発保険の加入が義務化されています。政府による法定料率が定められています。
- ✓ **Decree03 , Circular04– 自賠償保険**
 - バイク・自動車共に自賠償保険への加入が義務付けられています。
- ✓ **Decree 45 – 環境汚染賠償責任保険**
 - 特定業種かつ一定規模の生産を行う事業者は環境汚染賠償責任保険の手配が義務化されています。

② 制度・慣習

- ✓ **労災保険**
 - 日本とは異なり労災保険への加入は義務付けられていません。しかし、労災事故が発生された際の企業が支払うべき補償額については、法律で定められています。
- ✓ **医療保険**
 - 個人の所得の低さや健康保険の制度的な問題により、日本とは異なり企業が従業員向けに医療保険を手配するのが一般的になっています。
- ✓ **付保規制**
 - ベトナムのリスクはベトナムの保険会社で保険に加入する必要があります。

3. ベトナム固有の強制保険や制度・習慣

ベトナムにおける強制保険の一例

工事保険に関する法令：Circular50

1. 公衆安全管理強化のため、工事施工時の保険手配を義務化(2015年5月～)されています。
2. **政府が工事種類毎に保険料率・免責金額を法令にて指定しています。**
⇒ただし請負金額VND1000Bil(約60億円)以上の工事については政府の指定水準を参考に、契約毎に保険料率と免責金額を決定できます。
3. 保険期間は工事開始日から引き渡しまたは操業開始のいずれか早い時までです。

火災保険に関する法令：Decree67

1. 特定業務を含む事業主に対し火災爆発保険への加入が義務づけられています。
2. **最低保険料率は政府により決定されています。**
⇒ただし1敷地内あたりの資産金額の総額がVND1,000Bil(約60億円)超の場合は、政府料率を参考に契約毎に保険料率を決定可能(最低保険料有)です。
3. 保険会社から発行される**加入証明書の保管が必要**(消防局の監査あり)です。
4. 未加入の場合VND60Mil～VND100Milの過料が科せられる他、違反が悪質な場合には、営業停止、営業許可剥奪などの措置が取られる可能性もあります。

※外部倉庫に保管する在庫等も当該法令の対象です。

3. ベトナム固有の強制保険や制度・習慣

ベトナムにおける強制火災保険の法改正の歴史

Decree97 (2021年12月23日施行)

・改定前のDecree23(2018年4月15日施行)からの変更点抜粋

1.業種毎の強制火災保険料率の改定 (業種により料率上昇)

2.最低保険料について

保険適用対象となる資産金額が1構内VND1,000Bil以上の場合について、引き続き自由料率の適用が可能だが、適用する保険料には、Decree97の定める最低保険料 (= 保険金額1,000Bil VND × 当該業種の強制火災料率) が適用される。

Decree67 (2023年9月6日施行)

・改定前のDecree97(2021年12月23日施行)からの変更点抜粋

1. 業種毎の強制火災保険料率の改定 (業種により料率上昇: 製紙業や繊維業等)

2. 保険補償金額の控除

保険加入者が防火・消火に関する安全検査議事録に記載された指導を完全かつ迅速に実施しなかったことにより損害が拡大した場合、保険補償金額の最大20%が控除されると規定。

**ベトナムでは強制保険に関する法令改正が頻繁に行われているため、
定期的に情報のアップデートをすることが肝要です。**

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

ベトナムの新聞記事

従業員確保、金銭以外の優遇措置も重要＝福利厚生、技能向上などに関心

【ハノイ時事】人材派遣会社マンパワーグループ・ベトナムは14日、南部ロンアン省で省経済区管理委員会（LAEZA）と共同で「新型コロナウイルス流行後の人材確保」をテーマにしたセミナーを開いた。会合に参加した専門家らは、新型コロナウイルスの流行を経て、競争力のある給与水準だけでなく、**金銭面以外の優遇制度も従業員の確保に重要になっているとの見解を示した**。サイゴンタイムズ紙（電子版）が報じた。

◇49%がより良い福利厚生求め転職

マンパワーのゲン・トゥ・チャン氏は、新型コロナの流行で労働市場に多くの混乱が生じ、全国の企業・労働者に深刻な影響が及んだと指摘した。統計総局によると、今年1～3月期には15歳以上の1690万人を超える人が新型コロナの流行で悪影響を被った。

マンパワーと労働科学社会問題研究所（ILSSA）が2021年に実施した調査では、会社の採用基準を満たす高度技能労働者を採用するのが難しいと答えた企業が21%に上った。その一方で、事業の発展に合わせ、労働需要が今後も拡大し続けると予想されている。

チャン氏はマンパワーのレポートに言及し、労働者の49%がより良い福利厚生を求めて別の組織に転職するとの結果を紹介した。「雇用主はこれまで以上に多くのものを提示するよう求められている。従業員らは、メンタルヘルス、優先的な福利厚生を望む一方で、柔軟で競争力のある給与、良好な作業環境、やる気を引き出す企業文化、技能向上の機会も期待している」と分析した。「**従業員の新たなニーズを理解し、行動できる雇用主が、有能な人材が不足するこの時代に成果を挙げることになる**」とした。



14日にロンアン省で開かれた会合の様相（ロンアン省ホームページより）

出典：時事速報ベトナム版 2022年6月17日

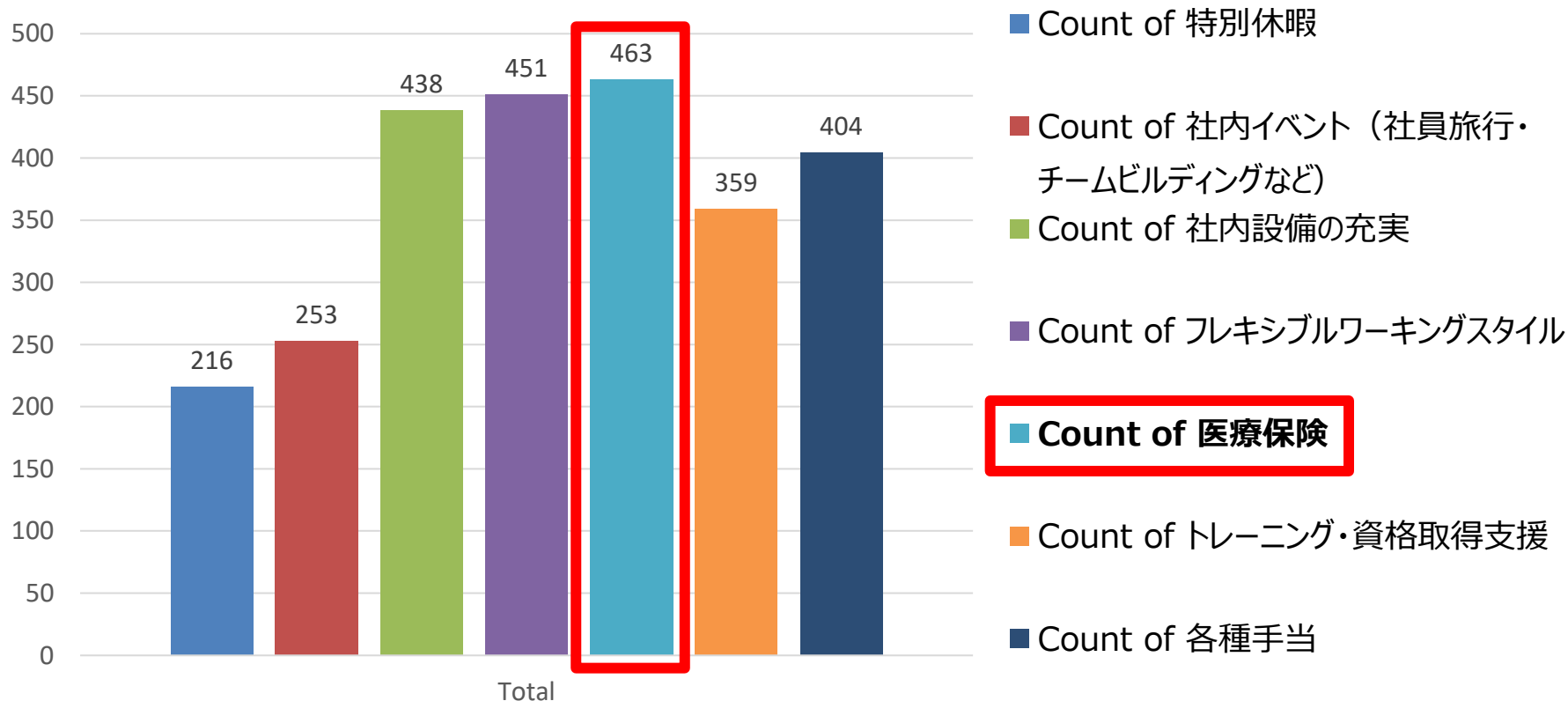
ベトナムにおける**安定的な労働力確保・優秀な人材の採用に向けた競争が激化**しています。

金銭面以外での優遇措置として**福利厚生制度の重要性が高まっています**。

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

福利厚生制度に関するアンケート

Q.就職先企業を選ぶうえで重要な福利厚生制度は何ですか？（複数選択可）



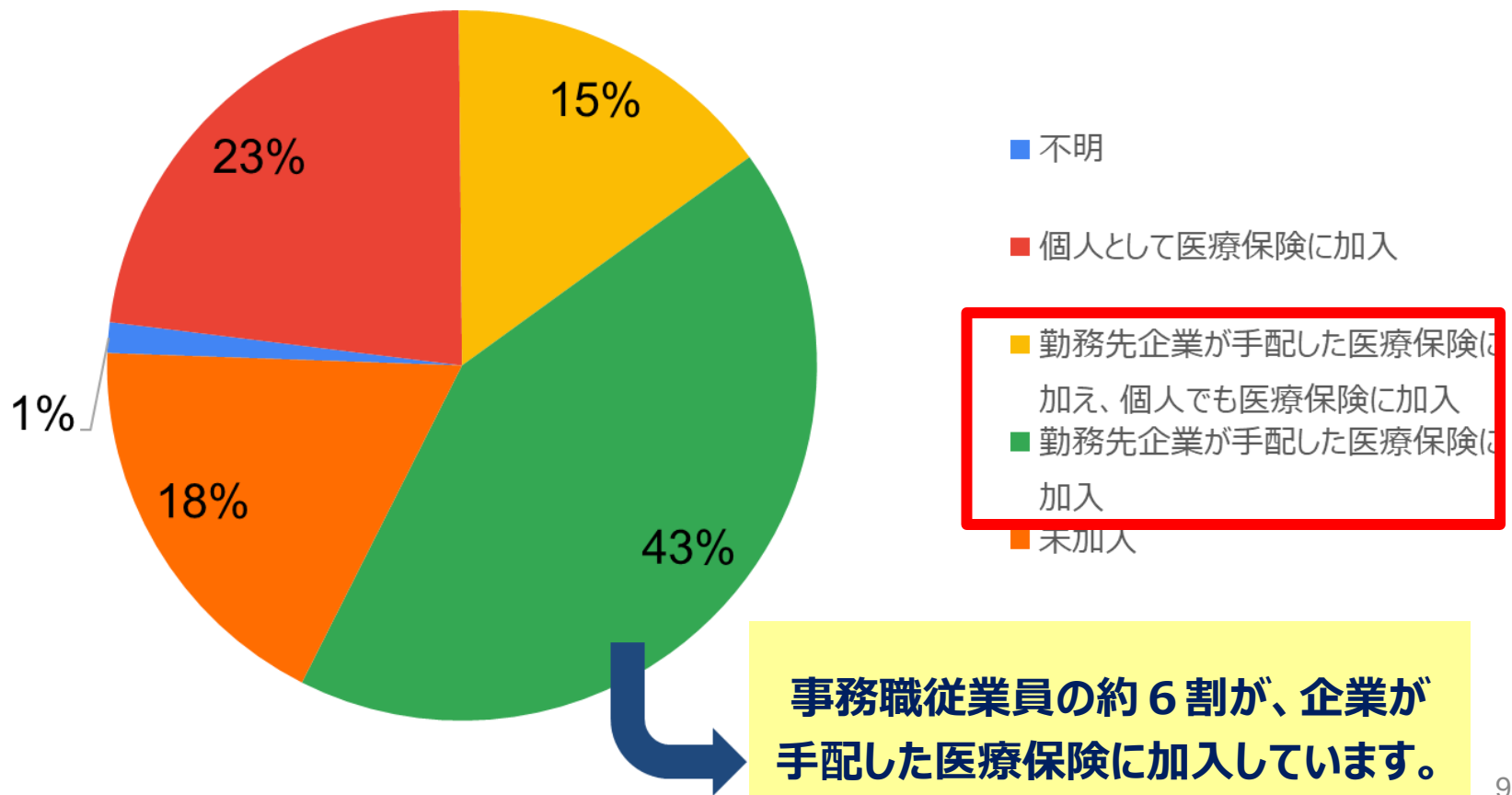
医療保険はベトナム人が福利厚生制度として重視する制度の1つです。

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

ベトナム人の医療保険加入率

Q.現在民間の医療保険に加入していますか？（全体）

アンケート対象：事務職従業員



4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

ベトナムの医療事情・公的制度

疾病の場合	
必要書類	IDカード・保険証明書
利用できる病院	事前登録の公立病院一つのみ
診察待ち時間	受付より長蛇の列/半日以上
治療費負担	登録病院の場合：自己負担20% 登録病院以外：自己負担70%
治療内容	政府認可内の標準治療、それ以外は、実費請求
投与薬	政府認可内の投与薬リストの範囲で支給

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

(写真) ベトナムの公的医療機関



受診まで時間がかかる



多くの患者であふれかえる病室

公的医療保険は使い勝手が悪く、
私立病院での高品質な医療と民間の医療保険へのニーズは高いです。

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

企業の福利厚生で医療保険が重視される理由

◆治療を受けられる病院の選択肢が増えます！

公的医療保険制度では、公立病院1つでしか治療を受けられない一方で、医療保険に加入することで、高度な医療を提供する国立・私立病院で治療が受けられます。

◆「保険加入 = 治療費支払い可能な証明書」になります！

治療費が払えることを示せない場合、病院をたらい回しにされる場合があります。医療保険に加入することで、支払能力の証明となり、速やかな受診・治療に繋がります。

◆キャッシュレスサービスを受けられます！

ベトナム国内の提携病院にて、立替不要のキャッシュレスで治療が可能です。

病気やケガの早期発見・早期治療につながります！

私立病院で高度な治療を受けられます！

4. ベトナムにおける福利厚生制度のトレンド

医療保険を導入することによる人事戦略上のメリット

採用

採用時に福利厚生の1つとして、会社が医療保険を手配していることを提示することで、**優秀な人材を獲得できる**可能性が高まります！



定着

医療保険が福利厚生にあることで、**長く勤める1つの理由**となります！
また、医療保険を導入している**他社への人材流出防衛**にもなります。

モチベーションアップ

勤続年数や役職に応じて、補償変更や会社負担割合を変更することで、**昇級へのモチベーション**として活用できます！





TOKIO MARINE
INSURANCE GROUP

【ご参考】海外駐在員向けのLINEアプリ

海外駐在員の皆様をご支援する無料のLINE
アプリ「カイト」をリリースしました！



QRコード
で簡単！



海外赴任前

海外赴任の準備で何をすればいいのかわからない。

1 やることリスト

順番にタップするだけで
今やることが見える！



出発日を設定



やるべきことを確認



やることリストを
100%にしましょう！

やることリストの
活用で
スムーズな出発を



海外に赴任してから

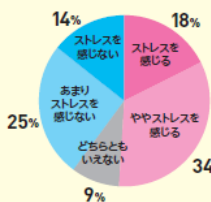
海外駐在員の生活は想像以上にストレス！

2 こころの健康診断

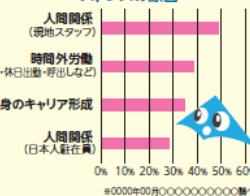
海外駐在員の5割以上が
ストレスを自覚！



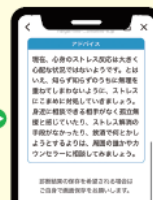
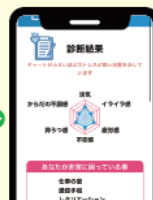
労働環境の大きな変化で
仕事にストレスを感じますか？



ストレスの原因



自分の今の状態をストレスチェックで把握しよう。
3か月に1回の頻度でプッシュ通知が届きます！



定期的なストレスチェックでこころの健康状態をチェック
高ストレスの場合は無料のカウンセリングサービスへ

メンタル不調の兆候を感じたら

海外駐在員にはメンタルリスクがつきもの！

3 カウンセリングサービス

臨床心理士がWEB面接で
海外駐在員をサポート！



オンラインで
カウンセリングを
受けられるよ！



やってみよう

カウンセリングを受けた人の声



駐在員が少数で日本人のサポートもなく孤独感があったが、日本語でやりとりできる場があることで安心できた。



困ったことがあってもどこに相談したら良いかわからなかったが、カウンセリングサービスのおかげで心のストレスが軽減された。



コロナ禍で不安が大きかったが、定期的なサポートしてもらったことで不安が解消できた。



こうして語る場があることがありがたいので、今後も数か月ごとにカウンセリング面談を希望したい。

慣れない海外生活でのメンタル不調を未然に防ぐ



ベトナム進出企業サポートデスクが提供していること

ベトナム特有のリスクの情報提供

ベトナム特有の交通・安全・医療等に関するリスク情報を提供します。

リスクマネジメントサービス

事故を未然に防ぐための弊社リスクコンサルティングサービスをご提案します。

保険商品のご紹介

様々な保険商品ラインナップから貴社事業に最適な保険設計をご案内します。

この他にも、現地情報の提供や各業者等のご紹介も可能です。まずはお気軽にご相談ください。

ベトナム進出企業サポートデスクへのお問い合わせ

お問合せは

進出企業サポートデスクへ！（日本語対応）

東京海上ベトナム 日本語版ウェブサイト URL

<https://tokiomarine.com.vn/ja/>



進出企業サポートデスク ニュース 保険商品 損害サービス リスクコンサルティング

TOKIO MARINE INSURANCE VIETNAM
INSURANCE SERVICE OF JAPAN QUALITY



Accuracy



Security



Speed



Sincerity



Professionalism

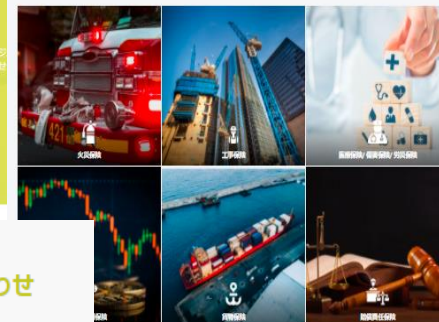
ベトナム進出企業サポートデスクのご案内

ベトナム進出企業サポートデスクでは、弊社日本スタッフが、貴社のベトナム進出にあたって必要となる保険手配を目的としたリスクマネジメントの専門家・サポート等、を行っております。資料も準備しておりますので、下記のお問い合わせフォームよりお気軽にお問い合わせください。

※営業時間
(ベトナム時間) 平日午前9時から午後5時まで
(日本時間) 平日午前10時から午後7時まで

[お問い合わせフォームへ](#)

ベトナム進出企業サポートデスクへの問い合わせ
お問い合わせ窓口のご案内



[お問い合わせ](#)

**ご高覧いただきありがとうございました。
今後ともどうぞ宜しくお願い致します。**

**保険会社名 : Tokio Marine Insurance Vietnam Co.,Ltd.
所在地 : 14th Floor, Lim Tower 3,29A Nguyen Dinh Chieu,
Da Kao Ward, Dist. 1, HCMC**